

2 建住第 336 号
令和 2 年（2020 年）11 月 18 日

建築関係団体の長 様

長野県建設部長

古民家再生の専門家登録に関する要領等の制定について（依頼）

日頃より、本県の建築住宅行政に御協力いただき、ありがとうございます。

県では、地域の気候風土とともに育まれてきた古民家の安全・安心な活用と、伝統的木造建築技術の維持・継承、並びに古民家の活用を通じた地域活性化を目的とした「ふるさと古民家再生支援事業」を実施するにあたり、派遣する専門家の登録を行うため、古民家再生の専門家登録に関する要領等を制定しました。

つきましては、要領をお送りしますので、貴会会員への周知及び積極的な登録に御配意願います。

記

1 送付資料

- (1) 古民家再生の専門家登録に関する要領
- (2) 古民家再生の専門家登録台帳閲覧要領

建設部建築住宅課建築企画係
（課長）小林 弘幸（担当）三宅 隆徳
電 話 026-235-7339（直通）
F A X 026-235-7479
E-mail kenchiku@pref.nagano.lg.jp